ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第61号　2017/12/15

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】政府のギャンブル依存対策について検討と提言／依存症の時代／コラム：動物を使うカケ考、競馬等公営ギャンブルをめぐる勝率（確率）、ギャンブルに支配されるスポーツ紙、暮しの手帖とパチンコ／ギャンブルオンブズマン選2017年流行語・多用語／いろはカルタ賭博考（１）／書籍紹介／NEWSピックup

**政府のギャンブル依存対策について検討と提言**

**―現在の政府のギャンブル依存対策は大間違い―**

１．はじめに

　　政府のギャンブル等依存症問題関係閣僚会議は、2017年8月29日、その対策をまとめた。しかし、これは基本的視点を欠いている。そのまとめにある依存症対策は、世界の最高水準どころか、極めて対策の遅れている日本の現状をもとに、閣僚の事務局（幹事会）がたった3回の準備で取りまとめたものである。既成の対応を前提にし、ほんの少し強化できるところから始めようというレベルである。そして、依存症（依存問題）対策について、市民、被害者、依存症をなくす運動家やその専門家らの声を聞くためのパブリックコメントの手続さえない。

　　取りまとめまでに、関係大臣会議が平成28年12月26日、平成29年3月31日、8月29日に開かれたが、その数日前に幹事会と称して役人が内容を整理し、大臣らは事務方の原案を追認するだけであった。政治家として世論を受け止め、正面からギャンブルのあり方を問い、弊害をなくそうとはしていない。民意と良識なき閣僚決定である。

２．ギャンブル依存生産者（加害者）としての認識不足

　　手続の手順・アプローチを非難したが、最大の欠陥は、政府・自治体が自らギャンブルを主催し、依存症を発生させていることの自覚認識がないことである。

　　競馬や競輪、宝くじなどの公営ギャンブルは全て、国の関係省庁と総務省、地方自治体が継続的に推進している。また、民業のパチンコ・パチスロ（以下、パチンコ）は今やギャンブル依存の最大の「生産者」である。ギャンブル化したパチンコを、なお遊技と称して三店方式の脱法ギャンブルにしているのは、公安委員会と警察庁である。（賭博化したパチンコは、警察当局とパチンコ業者による協力産物であり、日本のギャンブル依存は警察が共同して生んでいるといえる。）

　　このように、闇の違法賭博を除けば、ギャンブル依存を生み出したのは政府（自治体）自身でもあるから、消費者被害としてのギャンブル依存について、発生者責任と加害責任がある。しかし、

このまとめにはこの点の視点、事実が全く記載されていない。

３．公営競技とパチンコへの対応

（１）公表されている事業者への対応としては、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる相談窓口も現状十分でなく、事業者の従業員教育も実施されていないとして、公営競技ごとに相談窓口の設置、明示、周知と、従業員教育の実施をいう。また、公営競技の共通相談窓口もいう。

　　　しかし、その相談の質、量のレベル、組織水準については先進国並みの具体性がない。ギャンブルを続けるものの相談であり、公営競技の収益優先を客観的に抑制するシステム等は考えられていない。パチンコ業者らが実施しているリカバリーサポート・ネットワークの電話相談については、限定的で不足とし、体制強化と機能拡充をいう。しかし、その体制・機能は欺瞞である。

（２）ギャンブルへのアクセス制限

　　　法律に定められている未成年者への禁止の周知、確認が不十分として、注意喚起や整備をいうが、収益主義事業の抑制強化など規制や罰則などの指摘はない。

　　　本人や家族からの申告によってアクセスを制限する仕組みの導入・普及をいうが、その申告システムも問題である。ギャンブル依存は「自己否認の病」であり、その実態を知らない家族の申告も限界が大きい。客観的な人的量的制限がなければならない。

　　　その制限は、身分証や所得確認によって未成年者や不適格者の入場を制限することはもちろん、同一人物の連続参加について時間、日数、金額での量的制限が必要である。また、賭け金は本人の収入において遊興に費やせる可処分レベルでなければならない。プレイヤーの登録制、負けの限度額設定、時間制限をベースとし、その上に個人の条件による制限が上乗せされ、これらを破れば長期又は永久にプレーを禁止する制限の設定が必要である。

　　　また、モニター制度を設け、自己のプレーをモニターして客観的に視る機会を与える。運営事業者にはリスク説明やアドバイスの責任を課す。ギャンブルを案内し勧める広告やサービスを禁止し、ＶＩＰプログラム、ウエルカムサービスも禁止することが必要である。

　　　健康な生活上の娯楽レベルを超えるギャンブルを客にさせることは、略奪的ギャンブルとして違法とし禁止すべきである。（略奪的ギャンブルの禁止）

（３）インターネット投票を認めて、購入制限設定の仕組導入、本人・家族からのアクセス制限をいうが、インターネットによる投票やくじの購入そのものが本来の公営競技からの逸脱であり、禁止すべきである。本競技場にも行かないで場外券購入など、公営競技のスポーツ性さえ欠いている。

（４）ギャンブルの広告は、公営競技場での開催案内以外、テレビ、新聞、インターネットなどでの視聴を特定できない「無差別」の広告は禁止し、未成年の競技場入場を法律で禁止すべきである。

　　　著しく射幸性をそそるパチンコを禁止し、出玉規制や出玉情報を監視できる遊技機をいうが、依存症を生み拡大させるギャンブルパチンコの三店方式（換金方式）を禁止すべきである。

（５）場内・場外券売場でのＡＴＭによるキャッシングを問題とし、キャッシング機能の廃止をいうが、周辺でのＡＴＭは残したり、資金調査をして借金によるギャンブルそのものを禁止しないのは誤りである。

４．ギャンブル等依存症の実態と対策について

厚労省等での実態の予備調査から全国での継続調査をいう。しかし、ギャンブル依存症者本人だけでなく、その家族や診療にあたる医師、多重債務等生活再建に協力する弁護士らなど専門家らからも知見を得た調査機関が、社会全体にわたる弊害と有害性について実態調査をすることが必要である。

会議案は、依存症者や問題ギャンブルの精神保健センター、医療の確立が必要とし、自助グループ等民間支援、障害福祉サービス従事者の知識不足、医学教育、臨床医師への研修の不十分さを認めて、今後の拡充をいう。

しかし、既存関係職域への期待を並べ全て一般論をいうのみで、具体的に実効性ある目標や財政的裏付けもない。これらは関与省庁や自治体に、ギャンブル依存症の発生者としての責任の自覚がないためである。世界の最高水準の対策ところか、最低レベルである。

５．学校や消費者へのギャンブル依存に関する啓発教育

　　政府の検討は、現場の対策の不備を認め、中高大学生や消費者に対し、センターでの相談や精神保健センターとの連携、相談員の研修等をいう。しかし、文科省や総務省に対し、具体的な目標も予算的裏付けもないまま課題を並べるものにすぎない。その弊害を教え、ギャンブルを違法とし、アクセスできないものとする徹底が必要である。

６．ギャンブル依存症、問題ギャンブリングの解消責任

　　ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル収入の一部でするおざなりな対応では足りない。そのギャンブル依存症は、本人（消費者）の健康、生命、人生を害するだけでなく、家族や社会に損害をもたらしている一方で、その損害から収益を得るという反倫理・反経済性、反社会性を生んでいる。政府と自治体による、この有害性を消滅するまでの対策が必要である。

７．ギャンブル被害の賠償責任と救済責任の具体化

　　ギャンブル依存症をはじめギャンブル被害は、発生者と政府・自治体に責任がある。

　　また対策案は、ギャンブル事業で収益をあげつつ、その一方で生まれる本人、家族、社会の被害について賠償を含む救済責任については検討されていない。

　　現状はギャンブル依存客が多いほど事業者は収益をあげられ、政府・自治体も収益をあげる仕組みになっている。

　　ヘビーユーザー、ギャンブル依存、ギャンブル障害者からの収益は、略奪ギャンブルによる不法行為ないし不当利得であり、真の被害者に返還して損害を回復する救済手続きを定めるべきである。ギャンブル収益を病気回復に役立てることは正当だが、この収益が政府の責務である社会福祉一般に役立てられているなどとする美名宣伝は、ギャンブルを拡大し、その略奪性を隠すもので禁止すべきである。

８．公設ギャンブルオンブズマン（仮称）の設置

　　ギャンブル依存症等の発生など公営競技やパチンコに伴う被害は大きく多種である。まずその防止を図ることが重要である。この被害の防止と救済のためには、ギャンブル業種を超えて被害や苦情を訴えられたり、救済申出のできる機関が必要である。さらに、被害の防止のために施策提言をしたり、独立して資料を求めたり調査できる機関が必要である。

　　被害の救済と予防については、事業者は監督当局にもその結果を公表し、是正や救済を勧告できる機関として公的ギャンブルオンブズマンを設置し、実態と重要施策について内閣道理大臣に提言するシステムが必要である。

依存症の時代　～インターネットホリックとスマホ依存～

〇　現代日本人は物質的に豊かにみえるが、精神的には不安を抱え何かに依存させる時代と社会にいる。酒やたばこのような物質への依存のほか、ギャンブル、買物、過食、万引きなど依存行動が増えている。この行動への依存は、社会や組織・システムがその行為を生み増やし、煽っているものが多い。社会システムが生む依存行為である。

　薬物依存は、麻薬類、覚せい剤から睡眠剤、精神薬など、社会的に広められた発明新薬も多い。これに似て、現代社会システムの発明と深くかかわる行動依存・異常行動も多い。ギャンブル依存は、パチンコや公営ギャンブル等公認されたギャンブルシステムの下での依存行動である。

〇　20世紀末から爆発的に世界に広がった新しいテクノロジー（科学技術）の下での行動依存といえば、なんと言ってもインターネット、パソコン、スマホ依存だろう。

　　インターネットは、複数のコンピューターをつなぐネットワークのシステム。ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）の会員制に限らず、人と人のつながりを広げる情報伝達により、そのソーシャルメディアが社会を席巻している。そして、偽のニュース（フェイクニュース）までが転載・拡散される。主なＳＮＳにはフェイスブック（Facebook）、ツイッター（twitter）、インスタグラム（Instagram）、ライン（LINE）などの投稿サイトがあり、このインターネットに嵌まり溺れる人は多い。インターネットは、自動車のように社会にとって有用な手段のシステムであるが、その利用に依存し取りつかれると、インターネットホリック（中毒）や依存問題を起こす。

　　また、インターネット上のゲームにのめり込む人も激増し、オンラインゲームなどネットゲームに熱中するあまり、睡眠を削ってまで一日中のめり込む人を「ネトゲ廃人」と呼ぶ。1日16～20時間以上ネットゲームで競争し、さらにはそのゲームの成績を向上させるためにゲームに勝つ方法のアプリやソフトを高額（数百万～数千万円）で購入する人までいる。自らを自虐的にネトゲ廃人と呼ぶほどの依存者が、数十万人いると推定される。このようなネットゲームを続けさせるサービス企業は、ギャンブルオンブズの視点からするとボッタクリ企業に外ならず、消費者の権利を害しているといえよう。

　　スマホは、スマートフォン（smart phone）の略語。直訳すると「賢い電話機」。インターネット機能が重視された携帯型電話機をいい、アプリ（アプリケーション）というソフトウェアを追加して機能を増やせる。同じくアプリ機能を利用できる大型パネルのタブレットなどもあり、今や電車に乗ると80～90％の人がスマホ等を使用している。これらスマホ依存は1000万人を超えよう。

　　中国ではスマホが個人認証と買物等金銭支払いの必需品となっている。日本ではパケット通信料の定額制普及もあり、買物等の利用だけでなく、スマホでのゲームに依存している人があまりにも多く、交通事故やホーム転落事故も多い。ポケモンを公共の場所で追いかけるというような利用で批判も買った。また、子育てアプリなどを利用したスマホ子守りも問題視されている。

コラム　　　　　　　　動物を使うカケ考

１．民俗と博物学者の（1867～1941）著『十二支考』に「カケ」についての記載がある。

賭けのことかと思えば、「鶏」のことであった。十二支の酉にあてられる鳥は「鶏」のことで和名を「カケ」という。鶏の鳴き声「かけろ」に由来する。博学の氏は、世界中の鶏の鳴き声について梵語の「クックタ」から「コホ」「ココロユ」「カレケ」「ココク」「クタ」「ケケリキ」などを集録。漢語の鶏も稽に由来する。ラテン語の「コックス」、仏語の「コク」も鳴き声由来とする。

　　闘鶏については簡単に触れるのみであったので、さらに調べてみた。

２．闘鶏は、鶏を戦わせ観賞すること。蹴合（けあい、鶏合（とりあわせ）ともいった。平安時代に陰暦3月3日に行われた宮中行事で、奈良時代の唐由来といわれる。

江戸期からは賭けゲームとして広まった。軍鶏（シャモ）を使い、1873（明治6）年には禁令も公布された。東京市は1916（大正5）年、闘牛や闘犬と共に禁止した。

３．鶏師（とりし）といわれる胴と、胡麻師（ごまし）という世話人が軍鶏の所有者と協議して、日時と場所を定め、観客を集める。勝負は土俵（地面を深さ121ｃｍ（4尺）、直径182ｃｍ（6尺）の円形に掘り下げ、穴の側面や底にむしろを敷いたもの）で行われる。賭け事として禁じられ動物愛護からも禁じられるが、地方行事では公然化しているところがある。

　　中国だけでなく古代ギリシャ、ローマ、インドでも行われ、イギリスでは宮廷貴族の間で好まれた。現在でも東南アジア、西インド諸島でも盛んである。

４．1973年制定の「動物の愛護及び管理に関する法律」は、動物への虐待を防止し愛護をすすめることを目的としているので、動物が互いに傷つけ殺し合うゲームやギャンブルは、愛護動物をみだりに殺し傷つけるものとして2年以下、200万円以下の罰則で禁じられる。この愛護動物には牛、馬、豚、綿羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひるが明示され、それ以外でも人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類に属するものが含まれる（同44条）。

　　従って、日本では闘牛、闘犬、闘鶏などは民俗行事としても動物愛護法上も問題が多い。

動物を使った競争レースは必ずしも動物虐待とみなされないが、負けた動物が役立たずとして結局人の手で始末される。競馬馬は本来の食肉用の馬等とは異なる目的で人が使っているものであるし、牛、犬、鶏も争わせ負ければ殺すとなると虐待になろう。

なお、視点は異なるが商売本位で犬猫などを繁殖させて、１年以内の幼期で売れなければ殺処分する商業ブリーダーは、動物愛護法上本法に反している可能性が高い。

５．動物は人間の遊びのために闘ったり競争する生命ではない。その意味で賭けに使われる動物はそれ自体、動物愛護に反する使われ方をしているといえる。

競馬のオーナーを馬好きと称賛する者もいるが、高い金でサラブレッドを買う金持ちは馬そのものより勝てる馬に執着した人であり、馬主も飼育する人も騎手も自らがギャンブラー、賭人であると知るべきだろう。

競馬等公営ギャンブルをめぐる勝率（確率）

　競馬など公営競技は売上の25％を主催者がとり、75％を配当する。これは、全体で1億円を持った客らが1日8レースの投票券に全て等しく賭けたとすると、客全体への配当は次のようになる。

1回目　100,000,000円　×0.75　＝　75,000,000円

2回目　 75,000,000円　×0.75　＝　56,250,000円

3回目　 56,250,000円　×0.75　＝　42,187,500円

4回目　 42,187,500円　×0.75　＝　31,640,625円

5回目　 31,640,625円　×0.75　≒　23,730,468円

6回目　 23,730,468円　×0.75　＝　17,797,851円

7回目　 17,797,851円　×0.75　≒　13,348,388円

8回目　 13,348,388円　×0.75　＝　10,011,291円

　このように客全体の金は8レースで10分の1になる。この計算でいうと2日間16レースで100分の1、3日間24レースで1000分の1、すなわち1億円は10万円になるのである。

この理は個人で100万円を持って賭け続ける者にも、平均同様な結果となることを示している。８回のレースのうち１回のレースで全て外れると０円になるが、のべなく平均的に当たるように買っていれば平均25％ずつ目減りし、8回後には約10万円の手持ちとなり、約90万円の損をするという計算になる。

このような厳しい計算になるのにギャンブルを続けるのは「愚か」ともいえる。つまり、遊びとしても勝てず負けるのは必至であり、やるとしても「捨て金」になると理解してその範囲でやるのが賢明であろう。

これが宝くじ・スポーツくじだと控除率は賭け投入金の50％強であるから、25%の公営競技よりもさらに厳しい。同じように1億円を平均的に8回投入し購入すると次のようになる。

1回目　　100,000,000円　×0.5　＝　50,000,000円

2回目　　 50,000,000円　×0.5　＝　25,000,000円

3回目　　 25,000,000円　×0.5　＝　12,500,000円

4回目　　 12,500,000円　×0.5　＝　 6,250,000円

5回目　　 6,250,000円　×0.5　＝　 3,125,000円

6回目　　 3,125,000円　×0.5　＝ 　1,562,500円

7回目　　 1,562,500円　×0.5　＝　 781,250円

8回目　　 781,250円　×0.5　＝　 390,625円

　実に256分の１である。損失消耗は著しい。

ギャンブルに支配されるスポーツ紙

　ギャンブルで喰わせてもらっているのは、①主催者、②関連受託業者（レース運営周辺）、③選手（養成業者・スタッフ）、④チケット販売、⑤競技場提供者、⑥ギャンブル機器物品供給業者、⑦金融貸金業者、⑧ギャンブル運営ソフトなど様々である。要するに、金の動く所に営利業者が集まるのは必然である。

　しかし、メディアの一部もギャンブルを「メシのたね」にしている。もとより競馬雑誌や専門誌などはコンビニでも売られており、これらの出版事業関係はギャンブル事業の共同体である。

　今回、スポーツ紙の一例としてサンケイスポーツ（2017.7.1号　140円　全32頁）を点検してみた。

【紙面内訳】

〇公営競技の出走データ、勝者予想：全18面分

　　競馬13面（11～22頁、32頁）、競輪1面（19頁）、競艇4面（23～26頁）

〇ギャンブル関係広告：全2面分

　　競馬予想システム販売、パチンコ（マルハン）

〇スポーツ：全6面分

　　野球5面、相撲・テニス・サッカーで1面

〇その他：全6面分

　　将棋・芸能2面、テレビ・ラジオ番組表1面、ＳＥＸ・ポルノ1面、その他広告2面

　　陸上や水泳、アマチュア野球など、国民が関心を持つスポーツ報道はない。

　　これにみるように、スポーツ紙はプロ野球やサッカーを一応「看板」にするも、実質ギャンブル向けの情報提供紙であり、主催者が提供する資料に複数の記者が主観的予想をして、券の購入を煽っている。もとより、ギャンブル依存などの注意や警告はない。

　　マルハンの全面広告は、全国320店舗の業界トップとし、「マルハンやからやるべきことがあるんや」、「接客・サービスＮｏ.１」、「７月１日午前10時　関西マルハン開店」と宣伝する。近時は全遊協から指導されたギャンブル依存の抑制のためという「のめりこみに注意」という広告記事は全くない。　　「マルハンのＣＭに出現中！！」という「ニャンギャラス」は、土曜日朝一の来店を呼び掛ける。1957年以来60thとするロゴマークには“人生にヨロコビを”とデザインしているが、マルハンの経営者の人生には喜びをもたらしたであろうが、パチンコが数百万人をギャンブル依存症にし、収奪によって年に数百億円の経営利益をあげてきたことの反省はない。

　　マルハンは現在、業界売上の10％近くを占めることからいえば、536万人のギャンブル依存のうち90％がパチンコを主因とするとして、536万人×0.9×0.1≒48万人のギャンブル依存者を生み出し維持したという計算になる。

　　こんなマルハンの広告を無反省に掲載する広告代理店やサンケイスポーツ（フジグループ）も問題である。

　　なお、マルハンの他にも問題のある広告が掲載されている。競馬予想会社、株式会社ターフの花束による全面広告である。過去の勝馬的中をいい、3ヶ月で1000万円の賞金を獲得と宣伝し、7月8,9日開催の七夕賞レースの情報を500円で販売するというもの。読者はよくわからないまま500円を振り込むかもしれない。消費者に被害を与える広告であろう。

　　実際には、9月24日までの3ヶ月の土日レースの1点で、①馬連、②馬単、③3連複、④3連単のいずれかにその情報を使用するというが、コンピューターで複数指定すれば連勝、そのうち①③など的中しやすいものから当たる。この情報がなくても当たるのであるし、むしろオッズへの影響をいうなら広告主は宣伝せずにこっそり上手に買えば大儲けできるのに、それをしないのは単に競馬予想情報を大量に売って儲ける商売でしかない。

　　こんな会社に全面広告をさせるサンケイスポーツは、消費者被害の「共犯」と言われよう。

暮しの手帖とパチンコ

　昭和23年9月20日に創刊された『暮しの手帖』には、「美しい」という肩書がついている。女性向けに実用的な衣食住のアイデアや工夫を提供する新しい婦人雑誌であった。昨年（2016年）のＮＨＫ朝ドラ「とと姉ちゃん」ではこの雑誌にかかわった人々が描かれた。

　この創刊号にパチンコが出てくると聞けば「オヤ？！」と思われるだろう。この雑誌には根本進氏の「ひとり息子」というコマ漫画がある。吹き出しセリフはないが、その一つは、親子3人の子供が「自転車大当り」と貼りだしたパチンコ店に入っているのを親が連れ出したものの、今度はその父親の方が実際に自転車を当てたよその子供の姿を見てパチンコに凝りだし、逆に子が父親をパチンコ店から連れ出すのに苦労しているところで終わる10コマ漫画である。

　この当時、パチンコは子供を入場させる賞品付きゲームだった。多くの大人が立ち姿でパチンコに興ずる実態が示されている。それにしてもパチンコに憑りつかれた親の姿は、昭和23年には多く見られたのであった。

　もとより編集長の花森安治氏にしても同紙にしても、パチンコに熱中してしまうこと、今日でいうパチンコ依存を肯定している訳ではない。漫画家の根本進氏は、子供を指導すべき親（大人）が逆にパチンコに溺れる姿がマンガになると考えたのであろう。

ギャンブルオンブズマン選

２０１７年流行語・多用語

１．カジノミクス

　　2017年に入って、アベノミクスの三本の矢としてＩＲカジノの導入が具体的に進行中である。ＩＲ議連（カジノ議連）のみならず、大阪の維新勢力と府・市首長による夢洲カジノ推進（夢洲カジノ万博）や横浜カジノ推進など、地方自治体からもカジノ誘致の動きがある。

　　推進勢力は、第一に、カジノ資本からＩＲカジノへの巨大投資、企画・建設・運営までの周辺産業である。第二に、観光客の増加とその落とす金を期待する財界。第三に、カジノに絡む行政と政権与党等利権を拡げる政治屋らである。これらがカジノミクスである。

　　かくて、特区カジノを具体化させるＩＲ推進会議と政府によって、2018年早々のＩＲ実施法案提出と成立が計画されている。

２．投票券のインターネット販売など、場外化と通信販売の拡大

　　公営競技など公営ギャンブルの競技場売上の低下により、「券」の場外販売、通信販売化が進んでいる。競技場売上では赤字必至だからである。各種ギャンブルも射幸性を高める新商品を拡大している。

３．パチンコ・パチスロの新規制

　　パチンコ・パチスロのギャンブル依存・障害の防止を理由として、出玉規制を強化することが決められた。しかし、これは客の出玉を防ぎ、射幸性を抑えるというも、パチンコが風適法上の遊技でなく三店方式による換金を認めることでのギャンブル化を許していることを無視している。

４．ギャンブル依存、ギャンブル障害対策

　　ギャンブル依存症は、2017年最新調査で日本国民の3.6％・320万人に及ぶことが報告されている。2013年調査の4.8％・536万人より低いデータだが、深刻な数字であることに変わりない。

2017年に入り政府も、カジノ導入問題や深刻なパチンコ依存の下、ギャンブル依存症対策の必要性を認めた。

　　現在のところ、この対応等は都道府県レベルの精神科系施設に相談窓口を開設する程度であり、実効的治療施設のレベルに至っていない。

**いろはカルタ賭博考（１）**

　古来、いろはカルタは上方、江戸、中京など地方色を持ちながらも世の事実や世情など人の世の警句、うがち、皮肉までを巧みに言い得ています。そして、いろは順の47異文字は、50音順よりも伝統的な言葉の順序であり、いろは順での格言や言葉辞典まで生んできました。

　では、このいろはカルタを、賭博・ギャンブルに当てるとどうなるでしょうか。

**い**「犬も歩けば棒に当たる」（江戸）と「一寸先は闇」（上方）の句が有名。いずれも将来は不明の点があり、「犬棒」では動き回ると良いことも悪いことも様々な出来事に出会うことをいう。

これは賭け事の将来は判らない、宝くじや競技レースの券売りの「買わなきゃ当たらない」の広告を冷静に判断するか、「人生万事塞翁が馬」（淮南子の人生訓）と考えるかに通じます。ただ無情報で客観的に避けがたい状況下の選択と、賭け事のように自ら積極的に求めるかの差はあります。

賭博は本来しなくてよい行動と選択で「一寸先は闇」をわざわざする選択ですが、実は公営賭博では1回25～55％の控除収奪がある下での選択。もちろん真に自由平等な条件での選択ではありませんし、射幸心に捕らわれた行動です。

＜いのちまで奪うギャンブル依存症＞　＜いけると思わせ　落とし穴＞

**ろ**「論より証拠」（江戸）、「論語読みの論語知らず」（上方）

　ギャンブルは偶然の結果に賭けるものとはわかりつつも、賭けに勝つ「理論」があると思いたい。また競馬に勝つ、パチンコに勝てる、さらにはナンバーくじを当てるなどともっともらしい出版物を売る人と買う人がいます。ギャンブルが公平公正ルールでなされている限り、「大数の法則」以外は全てガセネタ論です。また、論語読み（儒学者）は儒学の四書の代表である論語の本質を知らない、不道徳を非難する言葉として上方では使われます。「医者の不養生　紺屋の白袴」は他人の評価ができても自分の行いはできない矛盾をいいます。ギャンブルは他人には当たらなくても自分には当たると、得手勝手に自らの幸運を信じて行うことです。

　＜でなし（公正でない結果）に賭ける＞　＜労して功なし　賭け博奕＞

**は**「花より団子」（江戸）、「針の穴から天のぞく」（上方）

　風流の花や見栄えより美味しい食。美しさより実利といえます。端より金儲けのギャンブルの前では上品さもありません。そして、針の穴から天をのぞくとは無理をすることです。宝くじでいえば、1枚のくじで1000万に1本の億円という「天穴」をのぞくことです。「管見」とは狭い見識のことで、転じて人が謙遜して使う語です。ギャンブルの開帳者や富くじの売り手は射幸心につけ込み、不適切な方法で富を得ることを宣伝し勧誘するのです。多くの客（消費者）はほとんどあり得ないことでも高望みをします。これを夢ともいいますが、実は努力抜きの射幸心そのものです。

　＜端より射幸心＞　＜初めの勝で病膏肓＞

**に**「憎まれ子　世にはばかる」（江戸）、「二階から目薬」（上方）

　憎まれ者は世の中から敬遠されるのかと思っていたら、意外にも幅をきかしのさばるの意味？！　「憎まれっ子はだかる」と少し似ている。競馬では自ら勝ってほしい本命に対し対抗馬ないし穴馬がはばかる（憚る）ことはよくある常。何とか当てたいと連勝券や複数大量の券を買っても「二階から目薬」（昔は塗り薬）だから届かない。届かない薬の代表が、ギャンブルに勝つ、くじを当てることです。当たり・的中券が出ないハズレ券は失望の的となり、遂には憎まれゴミのように捨てられる。公営競技場に行けば憎まれっ子、効果のなかった投票券がいっぱいです。

＜憎まれハズレ　世にはばかる＞　＜逃がした当りは大きい＞

**ほ**「骨折り損のくたびれ儲け」（江戸）、「仏の顔も三度」（上方）

　ギャンブルは必ず損をし、くたびれて病が残ります。温厚な仏でも繰り返されると我慢できないということわざです。ギャンブルを重ねていると仏顔でも依存症になる怖さがあります。ギャンブル依存症を癒すには、ギャンブルをすることを叱るより、その人の向上、努力を褒めることが効果的です。

　「ボロは着てても心は錦」という歌謡曲がありますが、場外券売場に集う中高年の人は大穴をねらう人ばかりです。

　＜ボロは着ても賭け忘れず＞　＜本命より大穴＞　＜仏の光より賭け＞

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会

書籍紹介

『「ギャンブル依存症」からの脱出　薬なしで8割治る“欲望充足メソッド”』

河本泰信（ＳＢ新書　015.8.25　800円+税）

　「実は私は依存症です。」という帯広告に惹かれて手にした。著者は医師で、アルコール依存でＡＡ（自助グループ）を体験したという。アル中を克服した医師によるギャンブル依存から回復へのアドバイスをはっきり述べており判りやすい。

2013年4月から久里浜医療センター精神科医長となり、アルコールに代えて依存症の論文を執筆した著者ならではの「欲望充足モデル」もある。

　　医師として患者へのアドバイス・治療法としては特別の異論はないが、冒頭の「ギャンブル」も「依存」もそれ自体は問題ではないと強調するのは、本人個人への処方としてしては理解できるも誤解を招く。ギャンブル開帳という事業やのめり込みを招く者への批判を忘れさせる。依存者本人が他に責任転嫁するのでなく、自己と向かい合い、自己の回復へのエネルギーをリードするのは良いと思うが、ギャンブル依存を生み出すシステムへの批判がないのは残念である。

　　著者はギャンブル依存症治療の先駆者田辺等氏や森山成あきら氏の名をあげる。先駆者である両氏はギャンブル依存症の弊害として自殺や社会犯罪までを視野に置いておられるのに比べると、本書は視点が狭く、「医師には自閉型が多い」と開き直られるのはこのテーマとしては不適当であろう。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2017.11.14～12.5）

2017.11.14　　日刊工業新聞　　規制強化でパチンコ店の倒産時代がやってくる

　　11.15　　＜当会　会報第６０号発行＞

　　11.16　　カジノ誘致反対横浜連絡会「カジノ実施法案や市監査請求の学習会」開催

　　11.21　　日弁連　　カジノ解禁推進法に関する意見交換会（第７回）開催

　　11.25　　人権研究交流集会・分科会「ギャンブル被害のない社会をめざして」開催（大阪）

　　11.26　　朝鮮日報　　フィリピン賭博で拉致される韓国人、背後には中国人貸付業者も

11.30　　ＮＨＫ　　ＩＲ事業者が依存症対策を紹介

カジノ問題を考える和歌山ネットワーク設立総会開催

（井上担当：記念講演「ギャンブル医による消費者被害とカジノ」）

　　12.2　　和歌山新報　　ＩＲ誘致の阻止へ　反対組織が発足記念講演

　　12.5　　日弁連主催　院内学習会「カジノ解禁（実施法の制定）に反対する」開催